徳島県規則第60号

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年10月16日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則

徳島県職業能力開発校管理規則（昭和33年徳島県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第８条中「募集の時期ごとに校長が別に定める日」を「入校する年度の４月30日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同条第２項の規定による入校料の免除の申請をした者に係る入校料の納付については、校長が別に定めるところによる。

第８条の次に次の２条を加える。

（入校料の免除）

第８条の２　条例第２条の４第２項の規定による入校料の免除を受けようとする者は、校長が別に定める申請書に、本人及び本人の生計を維持している者の住民票の写し及び所得証明書その他の校長が必要と認める書類（第11条において「所得証明書等」という。）を添えて、校長に提出しなければならない。

（入校料の還付）

第８条の３　条例第２条の４第３項ただし書の規定による入校料の還付を受けようとする者は、入校料還付申請書（様式第１号の２）を校長に提出しなければならない。

第10条第１項に次のただし書を加える。

ただし、同条第２項の規定による授業料の免除の申請をした者に係る授業料の納付については、校長が別に定めるところによる。

第11条第１項を次のように改める。

条例第２条の５第２項の規定による授業料の免除を受けようとする者（次項に規定する者を除く。）は、校長が別に定める申請書に、所得証明書等を添えて、校長に提出しなければならない。

第11条第２項中「授業料免除申請書」を「前２項の申請書」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　省令第10条第１項第４号に規定する中学校卒業者等である者が、条例第２条の５第２項の規定による授業料の免除を受けようとするときは、前項の申請書に校長が別に定める書類を添えて、校長に提出しなければならない。

第17条第１号中「理由がなく」の次に「入校料又は」を加える。

様式第１号の次に次の１様式を加える。

様式第１号の２（第８条の３関係）

入校料還付申請書

氏　　名		生年月日	年　月　日
現　住　所			
職業能力開発校名			
訓練科名			
還付を受けようとする金額			円
還付を受けようとする具体的理由			

徳島県職業能力開発校の入校料の還付を受けたいので、申請します。

年　　月　　日

氏　　名

現　住　所

保護者氏名

現　住　所

徳島県立　テクノスクール校長　殿

注　申請者が成年者である場合は、保護者の氏名及び現住所の記入は要しない。

様式第４号を次のように改める。

様式第４号　削除

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。